

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|--------------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|--|------------------|--------------|-----------------|-----------|-------------------|-----------|
| <p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合</p> | <p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を定めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p> | <p>1 契約の概要</p> <p>多治見警察署新庁舎 高圧業務用電力供給契約（附合契約）</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>令和 6 年 12 月末に多治見警察署新庁舎が供用開始し、令和 7 年 4 月から留置場が運用開始となった。 そのため、年間を通じての電力使用量の実績がなく、入札参加者が応札価格を決定するために必要となる契約容量、年間電気使用量を示すことができないことから、本契約は競争入札に付することは適さない。 また、令和 8 年 11 月に多治見警察署車庫棟が供用開始予定であり、庁舎分に車庫棟分を含めた全体としての年間を通じての実績がないため、令和 9 年度についても競争入札に付することは適さない。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>完成引渡しを受けた多治見警察署新庁舎の令和 6 年度中の電気の調達については、建築請負業者において受電契約した中部電力ミライズ株式会社と契約し、令和 7 年度についても引き続き同社と契約している。 同社は岐阜県入札参加者名簿登録業者であり、電気事業者として長期にわたり安定した電力供給の実績があることから、引き続き電力の供給に関する附合契約を締結するものである。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>基本料金（1キワット1月につき）</td> <td>1,716 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>夏季料金（1キワット時につき）</td> <td>20 円 30 銭</td> </tr> <tr> <td>その他季料金（1キワット時につき）</td> <td>19 円 21 銭</td> </tr> </table> | 基本料金（1キワット1月につき） | 1,716 円 26 銭 | 夏季料金（1キワット時につき） | 20 円 30 銭 | その他季料金（1キワット時につき） | 19 円 21 銭 | <table border="1"> <tr> <td>基本料金（1キワット1月につき）</td> <td>1,716 円 26 銭</td> </tr> <tr> <td>夏季料金（1キワット時につき）</td> <td>20 円 30 銭</td> </tr> <tr> <td>その他季料金（1キワット時につき）</td> <td>19 円 21 銭</td> </tr> </table> | 基本料金（1キワット1月につき） | 1,716 円 26 銭 | 夏季料金（1キワット時につき） | 20 円 30 銭 | その他季料金（1キワット時につき） | 19 円 21 銭 |
| 基本料金（1キワット1月につき） | 1,716 円 26 銭 | | | | | | | | | | | | |
| 夏季料金（1キワット時につき） | 20 円 30 銭 | | | | | | | | | | | | |
| その他季料金（1キワット時につき） | 19 円 21 銭 | | | | | | | | | | | | |
| 基本料金（1キワット1月につき） | 1,716 円 26 銭 | | | | | | | | | | | | |
| 夏季料金（1キワット時につき） | 20 円 30 銭 | | | | | | | | | | | | |
| その他季料金（1キワット時につき） | 19 円 21 銭 | | | | | | | | | | | | |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。